

### 第3号議案

人権擁護委員の候補者の推薦につき市議会の意見を求めることについて

本市地域における人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求める。

令和6年2月16日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

住 所

氏 名 津田 由貴

提案理由

津田 由貴委員の任期が、令和6年6月30日をもって満了するため、次期委員の候補者を推薦しようとするもの。

## 参 照

### 人権擁護委員法抜粋

#### (委員の定数)

第4条 人権擁護委員の定数は、全国を通じて2万人を越えないものとする。

- 2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務大臣が定める。

(第3項省略)

#### (委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

(第2項省略)

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(第4項から第8項まで省略)

#### (委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。